

総合型運動処方等指導業務仕様書

1. 目的

スポーツジム運動処方等に専門知識を持った指導員を雇用し、スポーツの専門的な指導や体力テストの実施を通して、健康面や栄養面でのアドバイスやスポーツに親しめる体力の向上に努め、宇土市の目指す市民総スポーツ参加を目標とした地域づくりを行うためにも、いつでも市民のニーズに対応できるような環境づくりを目的とする。

2. 業務場所

宇土市民体育館事務所及びトレーニング室

3. 業務内容

- (1) 健康体力テストの実施指導業務
- (2) スポーツ実技指導業務
- (3) 体力・栄養アドバイス指導業務

4. 業務実施に関する（期間・勤務時間・休業日）

期 間 4月1日～翌年3月31日

勤務時間 8：30～21：30

休館日 市民体育館の休館日に準じて月曜日とする。（祝祭日の場合は翌日の休みでない日）

年末年始 12月29日～翌年1月3日

5. 業務者に関する事項

- (1) 業務者は、前記の業務内容を指導できるものであること。
- (2) 業務者は、運動ができる服装で業務にあたること。
- (3) その他、教育委員会が必要と判断する業務。

6. 報 告

業務終了後、管理日誌により教育委員会に報告を行なう。また、業務運営上判断できない場合は、即刻教育委員会に報告を行ない、指示を受ける。事故が発生したときは教育委員会に内容や状況を即刻報告するとともに、その詳細について事故報告書を提出するものとする。

7. その他

この仕様書に定めのない業務上の事項については、宇土市、宇土市教育委員会、指定管理者協議して定める。